

様式第4号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）（平23公取規3・全改、令元公取規1・令元公取規2・令2公取規7・一部改正）

法第10条第2項の規定による株式取得に関する計画届出書

年 月 日

公正取引委員会 殿

名 称
代表者の役職 氏名
(代理人の住所 氏名)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第2項の規定により、昭和28年公正取引委員会規則第1号第2条の6第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出の概要

(1) 届出会社に関する事項の概要

(ふりがな) 名 称		事務上の 連絡先	担当部署	
(国 籍)	()		所在地	〒
設立準拠法			担当者	
国内売上高 合計額	百万円 (年 月期末現在)		電話番号	— —

(2) 届出の対象となる株式発行会社に関する事項の概要

(ふりがな) 名 称		議決権保有割合の変動予定 内容	% → %
(国 籍)	()		
株式発行会社及びその 子会社の国内売上高の 合計額	百万円 (年 月期末現在)	上記変動の予定日	年 月 日

(3) 届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社（届出会社及び(2)イに該当するものを除く。）の有無（国内売上が30億円を超えるものに限る。）

無

有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

ア 国内の会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業 地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	株式発行会 社との関係
			%		

イ 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業 地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	株式発行会 社との関係
			%		

(4) 届出会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等（日本国内における事業に限る。）

商品又は役務 の種類	年間事業実績(年 月期)			総販売額に占 める割合	事業地域
	生産数量	販売数量	販売金額		
				%	
		(計)	百万円	100.0%	

3 今回の届出の対象となる株式発行会社に関する事項

(1) 株式発行会社の概要

(ふりがな) 名 称		資 本 金	百万円 (現地通貨)
(国 籍)	()		(年 月期末現在)
設 立 準 拠 法		総 資 産	百万円 (現地通貨)
設 立 年 月 日	年 月 日		(年 月期末現在)

イ 外国会社

(ふりがな) 名 称	主たる事業	主たる事業 地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合
			百万円 (現地通貨)	百万円 (現地通貨)	%

(4) 株式発行会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等（日本国内における事業に限る。）

商品又は役務 の種類	年間事業実績(年 月期)			総販売額に占 める割合	事業地域
	生産数量	販売数量	販売金額		
				%	
		(計)	百万円	100.0%	

(5) 届出会社と株式発行会社との間で共通又は相互に関連する仕入材料及び提供を受けている役務の有無（日本国内の市場におけるものに限る。）

無

有 → 当該仕入材料及び提供を受けている役務に関する次の事項を記載すること。

仕入種目又は 役務の種類	最近1年間の仕入額又は対価		主たる仕入地域又は 提供を受けている地 域	備 考
	届出会社	株式発行会社		
	百万円	百万円		
	百万円	百万円		
	百万円	百万円		

4 届出会社及び株式発行会社の国内の市場における地位

(1) 届出会社の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。）並びに株式発行会社及びその子会社の間で、国内の同一の事業地域内で同一の商品又は役務について競合する場合

記載上の注意事項（下記の項目の番号は、様式の項目番号による。）

1 届出の概要

(1) 届出会社に関する事項の概要

ア 最近5年以内に名称を変更した場合は、旧名称を付記すること。

イ 届出会社が外国会社である場合は、名称の欄の（ ）内に、国籍を付記すること。

ウ 国内売上高合計額とは、法第10条第2項に規定する国内売上高合計額をいう。

エ 国内売上高合計額については、百万円未満を切り捨てること。

オ 国内売上高を算出する際には、売上高を期中平均相場等決算時の処理において用いる為替相場で邦貨換算すること。その際に用いた為替相場の算出方法を「6 その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。

(2) 届出の対象となる株式発行会社に関する事項の概要

ア 株式発行会社が外国会社である場合は、名称の欄の（ ）内に、国籍を付記すること。

イ 株式発行会社及びその子会社の国内売上高の合計額とは、法第10条第2項に規定する株式発行会社の国内売上高及び当該株式発行会社の子会社の国内売上高を合計した額をいう。

ウ 株式発行会社及びその子会社の国内売上高の合計額については、百万円未満を切り捨てること。

エ 株式発行会社又はその子会社が外国会社である場合、国内売上高を算出する際には、期中平均相場等決算時の処理において用いる為替相場で邦貨換算すること。その際に用いた為替相場の算出方法を「6 その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。

オ 子会社とは、法第10条第6項に規定する子会社をいう。

カ 議決権保有割合とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が取得し、又は所有する（以下この記載上の注意事項において「保有する」という。）株式発行会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該株式発行会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

キ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

(3) 株式取得の目的・理由・経緯・方法

株式取得の方法については、株式の取得先の名称、取得する株式の数及び取

得のために用いる方法等を具体的に記載すること。

2 届出会社の概要

(1) 届出会社に関する事項

ア 届出会社が国内の会社である場合は、国籍、日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地通貨については、記載を要しない。

イ 届出会社が外国会社である場合は、名称の欄の（ ）内に、国籍を付記すること。

ウ 資本金は、最終の貸借対照表による資本金の金額を記載すること。

エ 総資産は、最終の貸借対照表による総資産の金額を記載すること。

オ 売上高は、最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高の金額を記載すること。

カ 資本金、総資産及び売上高については、百万円未満を切り捨てること。

キ 届出会社が外国会社である場合、資本金、総資産及び売上高については、期中平均相場等決算時の処理において用いる為替相場で邦貨換算すること。その際に用いた為替相場の算出方法を「6 その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。総資産は、その外国会社単独の総資産を記載すること。ただし、やむを得ない事情がある場合は、連結決算書による総資産をもって代えることができる。この場合は、連結決算書による総資産であることを「6 その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。

ク 主たる事業は、国内において最も売上額の多い事業を記載すること。その他の事業は、主たる事業以外の事業を売上額の多い順に記載すること。

ケ 「常時使用する従業員」とは、事業主又は法人と雇用関係にある者であって、その雇用契約の内容に常雇する旨が積極ないし消極に示されている者を行い、事業主及び法人の役員若しくは臨時の従業員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第21条に定める「解雇の予告を必要としない者」をいう。）はこれに含まない。

コ 「取引所金融商品市場等への上場の有無」については、該当する□に✓印を付し、届出会社がその株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第17項に規定する取引所金融商品市場若しくは同条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場又は同法第67条第2項に規定する店頭売買有価証券市場若しくはこれに類似する市場で外国に所在するもの（以下「取引所金融商品市場等」という。）に上場している場合は、取引所金融商品市場等の名称及び取引所金融商品市場等を開設する者の名称を記載すること。複数の取引

所金融商品市場等に上場している場合は、そのすべてを記載すること。

(2) 届出会社の属する企業結合集団の概要

ア 最終親会社とは、届出会社の親会社であって他の会社の子会社でないものをいい、届出会社に親会社がない場合は、当該届出会社をいう。

イ 子会社については、1(2)に同じ。

ウ 最終親会社が国内の会社である場合は、国籍、日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地通貨については、記載を要しない。

エ 最終親会社が外国会社である場合は、名称の欄の()内に、国籍を付記すること。

オ 資本金、総資産、売上高、主たる事業、その他の事業、常時使用する従業員数及び取引所金融商品市場等への上場の有無については、(1)に準じて記載すること。

カ 届出会社との関係は、以下の選択肢の中から該当する記号を選択し、記載すること。複数の選択肢に該当する場合は、そのすべてを記載すること。

A 当該会社と届出会社は、同種の商品又は役務を供給している（取引段階を異にする場合を除く。）。

B 当該会社は、届出会社から商品又は役務の供給を受けている。

C 当該会社は、届出会社に商品又は役務を供給している。

D 当該会社と届出会社は、同種の商品又は役務を異なる市場に供給している。

E 当該会社と届出会社は、関連性のある異種の商品又は役務を供給している。

F AからEまでのいずれにも該当しない。

キ 株式発行会社との関係は、以下の選択肢の中から該当する記号を選択し、記載すること。複数の選択肢に該当する場合は、そのすべてを記載すること。

A 当該会社と株式発行会社は、同種の商品又は役務を供給している（取引段階を異にする場合を除く。）。

B 当該会社は、株式発行会社から商品又は役務の供給を受けている。

C 当該会社は、株式発行会社に商品又は役務を供給している。

D 当該会社と株式発行会社は、同種の商品又は役務を異なる市場に供給している。

E 当該会社と株式発行会社は、関連性のある異種の商品又は役務を供給している。

F AからEまでのいずれにも該当しない。

ク 最終親会社の子会社の有無については、該当する□に✓印を付すこと。

ケ 主たる事業地域は、主たる事業について記載すること。

コ 国内売上高については、法第10条第2項に規定する国内売上高を記載すること。

なお、国内売上高の欄には、国内売上高に代えて、売上高を記載することができる。売上高を記載した場合には、記載した売上高の金額に下線を付すこと。

サ 議決権保有割合とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する届出会社の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

シ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

ス 会社の記載は、議決権保有割合の多い順とする。

(3) 届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が³100分の20を超える会社（届出会社及び(2)イに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が³30億円を超えるものに限る。）

ア 該当する□に✓印を付すこと。

イ 主たる事業については、(1)に準じて記載すること。

ウ 主たる事業地域、届出会社との関係、株式発行会社との関係及び会社の記載順については、(2)に準じて記載すること。

エ 議決権保有割合とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

オ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

(4) 届出会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等（日本国内における事業に限る。）

ア 商品又は役務の種類は、日本標準産業分類に掲げる大分類E一製造業に係るものについては、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）に基

づく工業統計調査用産業分類の6けたの分類に準拠するものとし、その他の事業に係るものについては、日本標準産業分類の細分類（4けた分類）に準拠するものとする。

イ 総販売額に占める割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

ウ 事業地域については、商品又は役務の種類別に事業の実態に即して、その範囲を具体的に記載すること。

3 今回の届出の対象となる株式発行会社に関する事項

(1) 株式発行会社の概要

ア 株式発行会社が国内の会社である場合は、国籍、日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地並びに現地通貨については、記載を要しない。

イ 株式発行会社が外国会社である場合は、名称の欄の（ ）内に、国籍を付記すること。

ウ 資本金、総資産、売上高、主たる事業、その他の事業、常時使用する従業員数及び取引所金融商品市場等への上場の有無については、2(1)に準じて記載すること。

エ 兼任役員数とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等の役員又は従業員で株式発行会社の役員を兼任する者の数をいう。（ ）内には、兼任役員数のうち届出会社の役員又は従業員で株式発行会社の役員を兼任する者の数を記載すること。

オ 議決権保有割合とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式発行会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該株式発行会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。（ ）内には、届出会社が保有する株式発行会社の株式に係る議決権の数の当該株式発行会社の総株主の議決権の数に占める割合を記載すること。

カ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

キ 株主順位は、議決権保有割合の順位を記載すること。（ ）内には、届出会社の議決権保有割合の順位を記載すること。4位以下の場合は、「4位以下」と記載することができる。

ク 届出会社との関係については、2(2)に準じて記載すること。

ケ 過去の主な議決権保有割合の変動の状況については、届出要件発生日まで

の議決権保有割合の変動状況の主なものを、その時期も含めて記載すること。

(2) 株式発行会社が共同出資会社に該当するか否か

ア 共同出資会社とは、2以上の会社が、共通の利益のために必要な事業を遂行させることを目的として、契約等により、共同で設立し、又は取得した会社をいう。

イ 該当する□に✓印を付すこと。

ウ 議決権保有割合とは、出資者の保有する共同出資会社の株式に係る議決権の数の当該共同出資会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

エ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

オ 出資者の名称は、議決権保有割合の高い順に記載し、出資者が外国会社である場合は、国籍を付記すること。なお、6位以下の者の記載は省略することができる。

カ 共同出資会社を通じた出資者との関係は、それぞれの出資者との関係について、以下の選択肢の中から該当する記号を選択し、記載すること。複数の選択肢に該当する場合は、そのすべてを記載すること。

A ともに共同出資会社が生産した同種の商品又は役務の供給を受けている。

B ともに第三者が生産した同種の商品又は役務の供給を受けている。

C ともに同種の商品又は役務を共同出資会社を通じて第三者に販売している。

D AからCまでのいずれにも該当しない。

(3) 株式発行会社の子会社の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

ア 該当する□に✓印を付すこと。

イ 子会社については、1(2)に同じ。

ウ 主たる事業及び総資産については、2(1)に準じて記載すること。

エ 主たる事業地域、国内売上高及び会社の記載順については、2(2)に準じて記載すること。

オ 議決権保有割合とは、株式発行会社及びその子会社（当該子会社以外の当該株式発行会社の子会社をいう。）が保有する当該子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。

カ 議決権保有割合は、小数点以下2けたを四捨五入し、小数点以下1けたまで記載すること。

(4) 株式発行会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等（日本国内における事業に限る。）

2(4)に準じて記載すること。

(5) 届出会社と株式発行会社との間で共通又は相互に関連する仕入材料及び提供を受けている役務の有無（日本国内の市場におけるものに限る。）

ア 該当する□に✓印を付すこと。

イ 仕入材料及び提供を受けている役務の種類が多数ある場合は、仕入額又は対価が多いもの（総仕入額若しくは対価の合計に占める割合が10%以上のもの又は同業者の中において占める地位が第3位以内のもの若しくは市場占拠率が10%以上のもの）等主要なものについて比較して記載すること。

4 届出会社及び株式発行会社の国内の市場における地位

ア 最終親会社については、2(2)に同じ。

イ 子会社については、1(2)に同じ。

ウ 供給する商品又は役務の種類が多数ある場合は、販売金額が多いもの（総販売金額に占める割合が10%以上のもの又は同業者の中において占める地位が第3位以内のもの若しくは市場占拠率が10%以上のもの）等主要なものについて比較して記載すること。

エ 名称欄には、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。）を「届出会社等」と、株式発行会社及びその子会社を「株式発行会社等」とまとめて記載し、主要な同業者についてはその名称を記載すること。

オ 主要な同業者（名称欄で記載した「届出会社等」及び「株式発行会社等」に含まれる会社を除く。）については、原則として第3位まで記載すること。また、項目(1)では、名称欄で記載した「届出会社等」及び「株式発行会社等」に含まれる会社については、順位に関係なく記載すること。

カ 市場占拠率については、推定により記載した場合は、「推定」と付記すること。

キ 順位については、10位以下の場合は、「10位以下」と記載することができる。この場合は、同業者の名称及び市場占拠率の記載を省略することができる。

ク 備考欄には、名称欄で記載した「届出会社等」及び「株式発行会社等」に含まれる会社の名称と当該会社の市場占拠率を内訳として記載すること。

5 株式取得に関する計画として採ることとする措置の内容及びその期限

株式取得の計画に当たり、特段の措置を採る場合は、その具体的内容及びその履行期限を記載すること。複数の措置を採り履行期限が異なる場合は措置ごとに履行期限を記載すること。